

○鴻巣市メインキャラクターの使用に関する取扱要綱

平成 17 年 1 月 4 日
告示第 1 号

改正
平成 26 年 7 月 4 日告示第 200 号
平成 26 年 10 月 27 日告示第 270 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鴻巣市メインキャラクター(以下「メインキャラクター」という。)の使用その他の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(図柄等)

第2条 メインキャラクターのデザイン、配色等は、メインキャラクターマニュアルに基づくものとする。

2 メインキャラクターを使用しようとするものは、メインキャラクターのデザイン、配色等を変更して使用することはできない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(使用基準)

第3条 メインキャラクターの使用は、原則自由とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合
- (2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に関する場合
- (3) 法令又は公序良俗に反する場合
- (4) その他市長がメインキャラクターの使用について不適当と認める場合

2 メインキャラクターを営利目的に使用する場合は、「鴻巣市メインキャラクター」の文字をメインキャラクターを使用する商品等に表記するものとする。

(営利目的に使用する場合の手続)

第4条 メインキャラクターを営利目的に使用するものは、メインキャラクター使用承認申請書(様式第1号)を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、一般財団法人鴻巣市観光協会会長に対し、メインキャラクターを使用する商品等について観光振興及び特産品PRの観点から意見を求めることができる。
- 3 市長は、申請の内容が前条に定める基準を満たすと認められるときは、メインキャラクター使用承認書(様式第2号)を交付するものとする。この場合において、市長は、メインキャラクターの使用について、前項の意見等の条件を付すことができる。
- 4 前項の規定により、メインキャラクターの使用承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、メインキャラクターを使用した物品等の製作が完成した後、速やかに完成見本を市へ提出するものとする。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(使用者の責務)

第5条 使用者は、自らが製作した物品等に関する一切の責任を負うものとする。

(使用承認の取消し)

第6条 市長は、申請の内容に虚偽があったとき、又は使用を承認したメインキャラクターが不正に使用されていると認められるときは、使用承認を取り消すものとする。

2 前項の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(権利の設定の禁止)

第7条 使用者は、メインキャラクターを使用した物品等について、意匠法(昭和34年法律第125号)第6条及び商標法(昭和34年法律第127号)第5条に基づく権利の設定をしてはならない。

(使用料)

第8条 メインキャラクターの使用料は、無料とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。